

入札公告（設計及び工事監理業務）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月10日

支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園
事務長 中村 明洋

1. 業務概要

- (1) 業務名 国立療養所宮古南静園南楓荘改修整備その他工事に係る設計及び工事監理業務
- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・南楓荘の内部改修、防水改修、外壁改修の設計及び工事監理業務
 - ・公会堂冷房設備の更新の設計及び工事監理業務
 - ・自動火災報知設備の改修の設計及び工事監理業務
- (3) 履行期間 契約締結の翌日～平成25年4月15日
- (4) 履行場所 国立療養所宮古南静園
- (5) 入札方法 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので
 - ① 入札者は、本業務に係る経費のほか、納入等に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 電子入札システム対象業務 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成23・24年度厚生労働省競争参加資格において、「建築関係建設コンサルタント業務」の「B」又は「C」等級に格付けされ、九州・沖縄ブロックの競争参加資格を有する者であること。
- (3) 沖縄県内に本店又は支店を有する者であること。
- (4) 厚生労働省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 平成15年以降に完成・引渡しが完了した建築工事の実設計及び工事監理の経験を有するものであること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者及び担当者を配置できること。
 - ① 1級建築士の免許を有する管理技術者を配置できること。
 - ② 管理技術者は平成15年度以降に上記（5）に掲げる基準を満たす設計及び工事監理業務の経験を有する者であること。
 - ③ 建築分野の担当技術者は一級建築士の資格を有するものであること。電気設備分野の担当技術者は一級電気工事施工管理技士の資格を有するものであること。機械設備分野の担

当技術者は一級管工事施工管理技士の資格を有するものであること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒906-0003 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地
国立療養所宮古南静園庶務課会計班施設管理係
電話番号 0980-72-5321 内線213
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
入札説明書は、国立療養所宮古南静園のホームページから入手するものとする。なお、インターネットに接続できない場合は、以下の交付場所でも交付する。ただし、入札説明書の郵送又はファクシミリによる入手申し込みは認めない。
交付期間：平成25年1月11日（金）～平成25年1月25日（金）までのうち、
開庁日を除く毎日9時00分～17時00分までとする。
入手方法：国立療養所宮古南静園のホームページで入手可能
(アドレス：<http://www.hosp.go.jp/~mivako/>)
交付場所：上記(1)の場所
- (3) 競争参加資格確認申請書の提出期限及び場所
平成25年1月25日（金）17時00分までに電子入札システムにより提出すること。
ただし、発注者の承諾を得た場合は持参し、又は郵送する（審査に限る）こと。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに提出方法
入札書は、平成25年1月31日（木）16時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は平成25年2月1日（金）13時00分までに持参すること。（郵送による提出は認めない）
開札は平成25年2月1日（金）14時00分宮古南静園第一会議室において行う。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できる支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (6) その他
詳細は入札説明書による。